

和光都市計画生産緑地地区の変更（和光市決定）

- 1 都市計画生産緑地地区中第18号、第31号、第70号、第129号及び第130号生産緑地地区を次のように変更する。
- 2 都市計画生産緑地地区中第21号、第56号、第77―2号、第78―1号、第115号、第125号、第127―1号、第127―2号、第128―1号、第128―2号、第141号、第152号及び第181号生産緑地地区を廃止する。
- 3 都市計画生産緑地地区中第56―1号、第56―2号、第115―1号、第115―2号、第125―1号、第125―2号、第128―3号、第128―4号、第128―5号、第128―6号、第128―7号、第128―8号、第128―9号、第183号、第184号、第185号、第186号及び第187号生産緑地地区を次のように追加する。

名 称	面 積	備 考
第18号生産緑地地区	約0.14ha	地区の変更
第31号生産緑地地区	約0.11ha	地区の変更
第56―1号生産緑地地区	約0.19ha	地区の分割による追加
第56―2号生産緑地地区	約0.09ha	地区の分割による追加
第70号生産緑地地区	約0.24ha	地区の変更
第115―1号生産緑地地区	約0.05ha	地区の分割による追加
第115―2号生産緑地地区	約0.04ha	地区の分割による追加
第125―1号生産緑地地区	約0.12ha	地区の分割による追加
第125―2号生産緑地地区	約0.20ha	地区の分割による追加
第128―3号生産緑地地区	約0.08ha	地区の分割による追加
第128―4号生産緑地地区	約0.06ha	地区の分割による追加
第128―5号生産緑地地区	約0.32ha	地区の分割による追加
第128―6号生産緑地地区	約0.17ha	地区の分割による追加
第128―7号生産緑地地区	約0.04ha	地区の分割による追加
第128―8号生産緑地地区	約0.32ha	地区の分割による追加
第128―9号生産緑地地区	約0.08ha	地区の分割による追加
第129号生産緑地地区	約0.08ha	地区の変更
第130号生産緑地地区	約0.16ha	地区の変更
第183号生産緑地地区	約0.10ha	地区の分割及び統合による追加
第184号生産緑地地区	約0.86ha	地区の分割及び統合による追加
第185号生産緑地地区	約0.25ha	地区の分割及び統合による追加
第186号生産緑地地区	約1.67ha	地区の統合による追加
第187号生産緑地地区	約0.23ha	地区の統合による追加

[位置及び区域は計画図表示のとおり]

理 由

土地区画整理事業の換地処分、法第3条の要件を満たす農地の新たな指定及び法第14条の規定に基づく行為制限の解除により、都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。

理 由 書

本理由書は、都市計画法第１７条第１項の規定（第２１条第２項の規定において準用する同法第１７条第１項の規定）に基づき、和光都市計画生産緑地地区の変更についての理由を示したものです。

１ 和光都市計画における位置等

変更前の生産緑地地区

第１８号、第２１号、第３１号、第５６号、第７０号、第７７－２号、第７８－１号、第１１５号、第１２５号、第１２７－１号、第１２７－２号、第１２８－１号、第１２８－２号、第１２９号、第１３０号、第１４１号、第１５２号及び第１８１号生産緑地地区

変更後の生産緑地地区

第１８号、第３１号、第５６－１号、第５６－２号、第７０号、第１１５－１号、第１１５－２号、第１２５－１号、第１２５－２号、第１２８－３号、第１２８－４号、第１２８－５号、第１２８－６号、第１２８－７号、第１２８－８号、第１２８－９号、第１２９号、第１３０号、第１８３号、第１８４号、第１８５号、第１８６号及び第１８７号生産緑地地区

２ 変更の必要性及び内容

- (1) 第１８号生産緑地地区において、生産緑地法第１０条に基づき、主たる従事者の死亡による買取申出が行われ、同法第１４条の規定に基づく行為制限が解除されたことにより、面積及び区域の変更を行う。
- (2) 第２１号生産緑地地区において、生産緑地法第１０条に基づき、主たる従事者の死亡による買取申出が行われ、同法第１４条の規定に基づく行為制限が解除されたことにより、地区を廃止する。
- (3) 第３１号及び第７０号生産緑地地区において、生産緑地法第１０条に基づき、生産緑地地区指定の告示の日から起算して３０年を経過する日以後において買取申出が行われ、同法第１４条の規定に基づく行為制限が解除されたことにより、面積及び区域の変更を行う。
- (4) 第５６号及び第１１５号生産緑地地区において、生産緑地法第１０条に基づき、主たる従事者の死亡による買取申出が行われ、同法第１４条の規定に基づく行為制限が解除されたことにより、面積及び区域の変更を行い、それぞれ第５６－１号及び第５６－２号並びに第１１５－１号及び第１１５－２号に分割する。
- (5) 第７７－２号及び第７８－１号生産緑地地区において、第７７－２号生産緑地地区に隣接し、かつ、第７８－１号生産緑地地区に隣接する区域を和光市生産緑地地

区追加指定要綱に基づき新たに指定することにより、面積及び区域の変更を行い、第 77-2 号及び第 78-1 号生産緑地地区を統合して第 186 号を指定する。

- (6) 第 125 号、第 127-2 号、第 128-1 号及び第 128-2 号生産緑地地区において、越後山土地区画整理事業の換地処分が行われたことにより、面積及び区域の変更を行う。

第 125 号生産緑地地区にあつては、地区を 3 分割し、内 2 地区を第 125-1 号及び第 125-2 号として指定するとともに、内 1 地区を第 128-2 号生産緑地地区において分割された地区の内 1 地区と統合して第 183 号を指定する。

第 127-2 号生産緑地地区にあつては、第 128-2 号生産緑地地区において分割された地区の内 1 地区と統合して第 184 号を指定する。

第 128-1 号生産緑地地区にあつては、地区を 2 分割し、内 1 地区を第 128-3 号として指定するとともに、内 1 地区を第 128-2 号生産緑地地区において分割された地区の内 1 地区と統合して第 185 号を指定する。

第 128-2 号生産緑地地区にあつては、地区を 9 分割し、内 6 地区を第 128-4 号、第 128-5 号、第 128-6 号、第 128-7 号、第 128-8 号及び第 128-9 号として指定するとともに、内 3 地区を上記のとおりとする。

- (7) 第 127-1 号及び第 181 号生産緑地地区において、越後山土地区画整理事業の換地処分が行われたことにより、第 127-1 号生産緑地地区において面積及び区域の変更を行い、第 127-1 号及び第 181 号生産緑地地区を統合して第 187 号生産緑地地区を指定する。

- (8) 第 129 号及び第 130 号生産緑地地区において、越後山土地区画整理事業の換地処分が行われたことにより、面積及び区域の変更を行う。

- (9) 第 141 号及び第 152 号生産緑地地区において、生産緑地法第 10 条に基づき、主たる従事者の故障による買取申出が行われ、同法第 14 条の規定に基づく行為制限が解除されたことにより、地区を廃止する。